

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第三編 農民運動

## 第三章 小作調停

## 第一節 小作調停事件

## 一 争議件数

地主・小作人間の争議の調停には小作調停法・農地調整法による調停のほか、小作官による「法外調停」がある。まず右の二つの法律にもとづく調停のうち、農地の利用等にかんする調停事件をのぞき、小作関係の調停につきその概況を記すことにする。

**第11表**は一九三九年から四四年までの全国の小作調停受理別種別結果別件数を示したものである。受理件数は一九三九年三、四六六件から年を追うて次第に減少し、四四年には半減して一、五二五件になった。受理件数のうち、同一の争議に属するものを合併して一単位として計算すれば、三九年で二、五九二件、四四年には一、三八六件となる。

戦時下にあつて小作調停はその件数を減少させたのみならず、関係土地面積も人員もまた縮小した。すなわち、一九三九年に關係土地面積は九、四九八町歩であつたが、翌年には六、五八三町歩に減少し、四一年に増加したのを例外として以後急速に減少した。関係人員も、地主・小作人とも年を追うて減少したことは**前掲統計表**の示すところである。農林当局はこの点を説明してつぎのように述べている、――

「…………支那事変勃発以来調停事件数は著しく減少し、之に伴ひ関係者数、関係土地面積何れも減少を示せり。是当事者の時局認識と当局の争議防止並に緩和に関する諸対策と相俟つて、争議の発生減少せると、発生せる争議に付ても調停の申立を為すに至らずして、当事者の互譲妥協に依り、或は市町村農地委員会等の斡旋によりて解決するもの増加せる結果に因るものと思料せらる。」(前掲「昭和十六年農地年報」二五ページ)。

すなわち、地主・小作人間に、土地をめぐり、小作料をめぐつて対立と抗争の潜在的原因は決して解消したわけではないが、戦時下にあつて小作争議そのものの件数が減少し規模が縮小していったのと同じ事情のもとで、小作調停事件も減少したことが知られる。

小作調停事件の地方的分布をみると、一九四〇年には秋田(争議単位件数二〇八)、山梨(二〇四)、新潟(一七九)、山形(一三三)、北海道(一二八)、青森(一一三)、香川(一〇三)、宮城(一〇二)、福岡(一〇一)、鳥取(九二)などが多発地帯となっている。翌四一年には、秋田(二五〇)、新潟(一六五)、北海道(一四四)、山梨(一四三)、鳥取(一三五)、福岡(一一二)が多い。両年を通じて件数の少ない地帯は、東京、神奈川、長崎、沖縄などの府県である。

## 二 調停申立の種別と内容

調停申立人の種類別にみると、小作人申立によるものが各年を通じて最も多く総件数のほぼ三分の二をしめている。地主申立の事件は小作人申立事件の約半数で、両者の申立や小作官の申立は少ない(前掲**第11表**参照)。小作官が申立てるばあいとは、地主・小作人両当事者が争議戦術の

上から、あるいは感情のもつれから調停を申し立てずに争い、いわゆる農村平和を害し農業生産を阻害すると小作官が認定したときに自ら調停を申し出るのである。また争議が紛糾し訴訟事件として争われるばあいでも、調停によって解決した方が適当であると裁判所が判断すれば、裁判所は小作官の意見を聞いて職権をもって訴訟事件を調停に付するのである。

調停申立の内容を見ると、小作料に関するものと、土地返還すなわち小作契約の解除に関するものとに大別される。以下各項についてこれを考察すると、――

(1) 小作料に関するもの。小作人より小作料の減額を要求するもの、または地主より未納小作料の支払いを要求するもの、およびこの両者を合わせ要求するものは一九四一年では七九九件で、これに土地の返還または小作継続を合わせて要求するものをふくめると九九〇件に達し、総件数の三五％に相当する。この種の事件は年とともに減少し、一九四四年には小作料関係のものだけで二三五件、土地関係を合わせ要求するものをふくめても三一四件(総件数の二三％)と大はばに減少した。

(2) 土地返還または小作継続に関するもの。地主が小作地の返還を要求し、または小作人が小作継続を要求して調停にはいった事件は、一九四一年において八八七件、これに小作料支払いまたは減免を合わせ要求する事件を加えると、一、一七八件(総件数の四七％)で、小作料関係のものより多い。これが四四年になると、それぞれ五七二件および六五一件に減少しているが、小作料関係の事件にくらべるとその減り方はすくない。すなわち四四年においても総件数中にしめるこの種調停事件の割合はいぜんとして四七％で、小作料関係の事件の割合(二三％)にくらべると倍以上になっている。これは、小作争議の件数の推移についてみたように、戦時下の争議総件数中、土地争議が全体の半ば近くをしめていた傾向と照応するものである。

### 三 小作調停の処理および結末

事件の処理は裁判所自らおこなうもの、調停委員会においておこなわれるもの、両者の調停を合わせおこなうもの等があるが、大部分は調停委員会においておこなわれた。

調停の結末をみると(前掲第11表)、各年を通じて総件数の約四分の三は調停成立により解決している(当年の「未済」事件も、次年中に「既済」すなわち何らかの形で解決するものがある)。「取下事件」のなかには調停による解決の見こみなしとの理由で取り下げのものがあるが、なかには当事者間の妥協により示談の成立したものもある。「却下事件」は、当事者が不当な目的で調停制度を濫用したと認められたばあい等に裁判所が却下した事件であるが、その件数はすくない。

最後に一九四一年における小作調停条項の内容をみよう(前掲「昭和十六年農地年報」三四ページ以下参照)。まず小作料に関するものとしては、(イ)未納小作料の支払いを決めたものが三七一件、(ロ)小作料の一時的減額を内容とするもの三二四件、(ハ)小作料の永久的減額を内容とするもの一二五件、(ニ)不作時等における小作料の減免方法を決めたもの一三三件、(ホ)小作料の納期・納入先等を決めたもの一七六件、(ヘ)小作料の品質、俵装等の決定または変更を内容とするもの一二九件、(ト)優良米を納入した時地主から小作人に奨励金穀を支給することを内容とするもの七件、等である。

つぎに小作契約の継続または消滅に関するものをしては、(イ)従来通りの小作継続を決めたものが七三六件で、係争地の一部を返還しその他については小作継続を決めたものが九二件である。(ロ)小作権・永小作権等の確認を内容としたものは二五件、(ハ)小作契約に付帯する制限(小作地の転貸禁止その他の条件を付して小作人の行為を制限するもの)を内容とするもの九六件、(ニ)小

作人が将来小作料の滞納をすとかその他契約に違反したばあい地主に土地返還を約束する等の「債務不履行のばあいにおける契約解除」を内容とするもの九七件、(ホ)小作地返還にともなう作離料の支給、小作権に対する補償(地主が自耕その他の目的のため小作地を上げたばあい小作人に支給する補償金)を決めて小作地を全部返還せしめたものが一五六件、一部を返還せしめたものが九二件、離作小作人に地主が代地を提供したものが三〇件。また小作権の補償または作離料として金穀の支給を決めたものの件数は一一四件、作物等に対する補償を決めたもの二〇件、最後に小作地の売渡(地主が小作地を売ろうとしたばあい、小作人にそれを売り渡すこと)を決めたものが一一一件、また将来小作地売却のばあい小作人に先買権をみとめたものが四〇件、等である。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---